

# 会員種別と権利・会費等に関する細則改定について

2020年11月25日

NPO法人 光ファイバセンシング振興協会 事務局

## 1. 2021年7月1日 細則改定の内容

- ・「小規模企業者」への団体正会員会費の減額。
- ・個人正会員を定義した（会費は変更なし）。
- ・個人賛助会員を定義し会費を変更。また、在籍可能期間を制限。ただし、緩和措置あり。
- ・個人賛助会員を退会した後の再度の個人賛助会員入会を特別な理由がない限り禁止する。
- ・会員種別ごとの権利を整理（下表）。

（注）移行措置として、2021年6月30日以前に入会した、一般企業あるいは団体に属する個人正会員が在籍できる期間は、2022年6月30日までとする。

## 2. 細則改定に伴い、新たな会員種別と権利・会費等は下表のようになります。

		会員種別と権利・会費について <sup>(*5)</sup>	
		特定非営利活動法人 光ファイバセンシング振興協会	
	該当する内容	会費	特典・権利
会員種別	団体正会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会の目的に賛同する団体（光ファイバセンサの製造、販売または利用する法人（一般企業あるいは団体））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当会運営にかかわる中核メンバ（総会での議決権あり、理事・監事の被選任権あり）</li> <li>(*1) 各種委員会/プロジェクト/WGへの参加制限（人数など）なし</li> <li>(*2) プロジェクト/WG活動報告書配布（無料）</li> <li>・シンポジウム、定例会、通常総会、見学会などの行事案内</li> <li>・各種行事に、会員参加費で参加可能（人数制限なし）</li> <li>・展示会等への出展費用は（原則）無料</li> <li>・当会ホームページに各社ホームページへのリンク（無料）</li> </ul>
	団体賛助会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会の目的に賛同し賛助するために入会する団体（光ファイバセンサの製造、販売または利用する法人（一般企業あるいは団体））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会での議決権なし、理事・監事の被選任権なし</li> <li>・各種委員会/プロジェクト/WGへの参加制限（人数など）あり（（原則）1名まで）</li> <li>・プロジェクト/WG活動報告書配布（（原則）有料）</li> <li>・シンポジウム、定例会、通常総会、見学会などの行事案内</li> <li>・各種行事に、会員参加費で参加可能（人数制限あり（（原則）1名まで））</li> <li>・展示会等への出展費用は（原則）有料</li> <li>・当会ホームページに各社ホームページへのリンク（無料）</li> </ul>
	個人正会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会の目的に賛同する個人</li> <li>・個人正会員とは、①大学・官公庁等の公的な組織に属する個人、および理事会で認められた学術経験者あるいは有識者 ②事業を営んでいない個人・リタイアした個人 ③法人に所属しない個人事業主とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(*3) 当会運営にかかわる中核メンバ（総会での議決権あり、理事・監事の被選任権あり）</li> <li>・各種委員会/プロジェクト/WGへ参加可能</li> <li>・プロジェクト/WG活動報告書配布（無料）</li> <li>・シンポジウム、定例会、通常総会、見学会などの行事案内</li> <li>・各種行事に、会員参加費で参加可能</li> </ul>
	個人賛助会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協会の目的に賛同し賛助するために入会する個人</li> <li>・一般企業あるいは団体に属する個人で特別な事情があり理事会で認められた場合は、個人賛助会員としての入会を認める。ただし、個人賛助会員に在籍できる期間の上限を2年間とし、特別な事情があり理事会の承認を得た場合は2年間の上限を超えての在籍ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(*4) 総会での議決権なし、理事・監事の被選任権なし</li> <li>・各種委員会/プロジェクト/WGへ参加可能</li> <li>・プロジェクト/WG活動報告書配布（（原則）有料）</li> <li>・シンポジウム、定例会、通常総会、見学会などの行事案内</li> <li>・各種行事に、会員参加費で参加可能</li> <li>・展示会等への出展費用は（原則）有料</li> <li>・当会ホームページに各社ホームページへのリンク（（原則）有料）</li> </ul>
		(*1) 団体正会員・団体賛助会員は事業年度7月1日以降半年を過ぎた入会は会費を半額とする (*2) 団体正会員を希望し、かつ、中小企業基本法上の「小規模企業者」は、理事会の承認を得た場合は会費を半額とする。 (*3) 本協会の役員で、大学教職員および有識者は個人会員会費を免除する。 (*4) 2021年6月30日以前に入会した、一般企業あるいは団体に属する個人正会員が在籍できる期間は、2022年6月30日までとする。 (*5) 本規定は2021年7月1日より適用するものとする。	

以上